西秋川衛生組合ほか3団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

西秋川衛生組合ほか3組合(以下「組合」という。)は、組合を組織する地方公共団体の行政 区域から発生する廃棄物の処理に関する事務を共同で処理することを目的として、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定に基づき設置された一部事務組合で、表 1に掲げる事務を処理している。

(表1)組合の事務

出同処理する事務	組合を組織する
	地方公共団体
ア 一般廃棄物の処理施設の設置及び運営に関する	あきる野市、日の出町、
事務	檜原村(1市1町1村)
イ 一般廃棄物処分場の設置及び運営に関する事務	
ウ 組合が設置する福祉施設等の運営に関する事務	
ア ごみ (可燃物を除く) 処理場の建設及び経営に	三鷹市、調布市(2市)
関する事務	
ア 一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最	八王子市、立川市、武蔵野
終処分場の設置及び管理に関する事務	市、三鷹市、青梅市、府中
イ 一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う	市、昭島市、調布市、町田
事業に関する事務	市、小金井市、小平市、日
	野市、東村山市、国分寺市、
	国立市、福生市、狛江市、
	東大和市、清瀬市、東久留
	米市、武蔵村山市、多摩市、
	稲城市、羽村市、西東京市、
	瑞穂町(25市1町)
ア ごみ処理施設の設置及び運営に関する事務	小平市、東大和市、武蔵村
イ 廃棄物の処理施設から最終処分場までの運搬に	山市 (3市)
関する事務	
	事務 イ 一般廃棄物処分場の設置及び運営に関する事務 ウ 組合が設置する福祉施設等の運営に関する事務 ア ごみ (可燃物を除く) 処理場の建設及び経営に関する事務 ア 一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理に関する事務 イ 一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う事業に関する事務 ア ごみ処理施設の設置及び運営に関する事務 ア ごみ処理施設の設置及び運営に関する事務 ア でみ処理施設の設置及び運営に関する事務 ア でみ処理施設から最終処分場までの運搬に

(2)都との関係

都は、「廃棄物処理施設整備費都補助金交付要綱」等に基づき、組合が行う廃棄物処理施設の整備等に要する経費の一部を補助しており、平成14年度及び平成15年度の補助金交付額は、表2のとおりである。

補助金の種類、目的等は表3のとおりである。

(表2)組合別補助金交付額

(単位:千円)

Ī	組	合	名	正北川	5.比如人	という毎月知今		東京都三多摩地域廃		小平・村山・大和	
	形 且.	<u> </u>	石	西秋川衛生組合		ふじみ衛生組合		棄物広域処分組合		衛生組合	
Ī	年	,	度	平成14	平成15	平成14	平成15	平成14	平成15	平成14	平成15
	補助	金交	付額	0	8, 822	4, 016	0	83, 462	56, 260	0	33, 333
Ī	補助金の種類		廃棄物処理施設整		廃棄物再生利用等		廃棄物処理施設整		廃棄物処理施設整		
			備費都補助	助金	推進費都	補助金	備費都補具	助金	備費都補具	助金	

(表3)補助金の種類、目的等

種類	事業目的	根拠	補助率等
廃棄物処理施設整備	市町村等が行う廃棄物処理	廃棄物処理施設整備	都補助基本額から国庫
費都補助金	施設等の整備事業に対して	費都補助金交付要綱	支出金及び地方財源措
	補助金を交付し、廃棄物の円		置を差し引いた金額の
	滑かつ適正な処理を行うこ		1/2
	とにより生活環境の保全及		
	び公衆衛生の向上を図る。		
廃棄物再生利用等推	市町村等が行う廃棄物の減	廃棄物再生利用等推	都補助基本額の1/2
進費都補助金	量化及び再生利用等の推進	進費都補助金交付要	(都単独)
	事業に対して補助金を交付	網	
	し、生活環境の保全及び公衆		
	衛生の向上並びに資源の循		
	環利用を図る。		

2 組 織

組合の組織は、表4のとおりである。

(表4)組合別組織一覧(平成16.3.31現在)

(単位:名)

組	合	名	組合議員	管理者	副管理者	収入役	監査委員	事務局	事務所の所在地
西秋儿	衛生	組合	1 0	1	2	1	2	2 3	あきる野市高尾 521
ふじみ衛生組合		組合	1 0	1	1	1	2	1 1	調布市深大寺東町 7-50-30
	都三多 棄物広 合			1	3	1	2	2 9	府中市新町 2-77-1 東京自治会館内
小平·村山·大和 衛生組合		1 2	1	2	1	3	2 0	小平市中島町 2-1	

- (注) 1 ふじみ衛生組合には、このほか参与(2名)が置かれている。
 - 2 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合には、このほか理事(26名)が置かれている。
 - 3 小平・村山・大和衛生組合には、このほか助役(1名)が置かれている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成14年度及び平成15年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1)環境局 平成16年11月17日及び同年12月6日
- (2) 団 体

西秋川衛生組合	平成16年11月18日及び19日
ふじみ衛生組合	平成16年11月22日及び24日
東京都三多摩地域廃棄物	平成16年11月25日及び26日
広域処分組合	一十成10年11月23日及び20日
小平・村山・大和衛生組合	平成16年11月30日及び12月1日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成14年度及び平成15年度における各団体の補助事業実績は、表5及び表6のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表5) 廃棄物再生利用等推進費補助事業実績

(単位:千円)

組合名	年 度	補助対象事業	事業実績	事業費(基準額)	補助金額
ふじみ衛生組合	平成14	ペットボトル 圧縮梱包事業	ペットボトル圧縮機1台、排出コンベア1台の設置	10, 080 (8, 032)	4, 016

(表6) 廃棄物処理施設整備費補助事業実績

(単位:千円)

組合名	年度	EE 補助対象	事業実績	事業費	事業費の財源内訳			
旭日和	事 業		(基準額)	都補助金	国補助金	起債額	一般財源	
西秋川衛生組合	平成 15		・第2御前石最終処分場 第2期工事 遮水シートの敷設工 漏水検知機の設置工 その他上記に伴う土木工事	133, 554 (130, 834)	8, 822	21, 689	91, 500	11, 543
東京都三多摩地域	平成 14	廃棄物処理 施設整備 (埋立処 分地施設)	・二ツ塚廃棄物広域処分場第 2期工事 (12・13・14 年度 工事のうちの14年度工事) 遮水シートの敷設工 集排水設備工 擁壁等流出防止設備工 その他上記に伴う士木工事	2, 357, 007 (2, 165, 376)	83, 462	386, 348	1, 612, 100	275, 097
廃棄物 放広域合	平成15	廃棄物処理 施設整備 (ごみ処理施設新 設)	・エコセメント化施設整備工 事 (15・16・17 年度工事の うちの 15 年度工事) 土木建築工事:土工事 基礎工事 機械設備工事:焼却残さ乾 燥機ほか (工場製 作発注)	1, 983, 975 (1, 896, 823)	56, 260	774, 897	964, 100	188, 718
小平・村 山・大和衛 生組合	平成 15	廃棄物処理 施設整備 (ごみ処 理施設改 造)	・3号焼却炉ごみクレーン改装工事 ・3号焼却炉等プラットホーム改修工事 ・3号焼却炉耐震補強工事	351, 750 (278, 355)	33, 333	0	110, 000	208, 417